証券コード9930
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都渋谷区東二丁目23番10号
北沢産業株式会社
代表取締役社長　尾　崎　光　行

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）営業時間終了時、午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　所**　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地７号　新大宗ビル１号館
　　フォーラムエイト　６階　オリオンホール
3. **会議の目的事項**

報告事項
1. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
  なお、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当会社の議決権を有する他の株主様１名に限ります。）
- 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kitazawasangyo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府・日銀一体となった大規模な経済政策や金融緩和政策によって企業収益の改善と賃金上昇の動きが見られるなど引き続き景気回復基調にあるものの、円安の影響による諸物価の上昇等により、依然として国内景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であります外食・中食業界におきましても、消費者の節約志向が続く中、原材料価格の高騰や人件費の上昇等、一層厳しい経営環境となっております。

このような環境の中で、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は１６９億８３百万円（前年同期比1.3％減）、営業利益は４億４２百万円（前年同期比16.7％減）、経常利益は４億６３百万円（前年同期比15.6％減）、当期純利益は７７百万円（前年同期比67.0％減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

（業務用厨房関連事業）

業務用厨房関連事業につきましては、売上高は１６６億４６百万円と前年同期に比し1.3％の減収、営業利益は原価率の上昇、販売費及び一般管理費の増加の影響から７億９６百万円と前年同期に比し9.9％の減益となりました。

（不動産賃貸事業）

不動産賃貸事業につきましては、売上高は３億３６百万円と前年同期に比し0.3％の増収、営業利益は２億７百万円と前年同期に比し9.9％の増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資にかかる設備投資額は、155百万円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

富山営業所事務所建物建替え……27百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況
(企業集団の営業成績および財産の状況の推移)

区分	第65期 (平成24年３月期)	第66期 (平成25年３月期)	第67期 (平成26年３月期)	第68期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高(千円)	15,299,736	16,759,417	17,208,350	16,983,290
経常利益(千円)	426,507	658,002	549,708	463,932
当期純利益(千円)	125,367	261,908	235,570	77,740
１株当たり当期純利益 (円)	5.44	14.08	12.67	4.18
総資産(千円)	15,667,285	15,838,893	16,861,635	16,812,478
純資産(千円)	7,300,000	7,649,352	7,895,018	8,234,560
１株当たり純資産 (円)	392.54	411.38	424.66	442.93

(注) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(6) 対処すべき課題
今後の見通しにつきましては、国内景気は緩やかな回復傾向を維持するという期待感があるものの、消費増税の個人消費への影響や原材料コストの上昇が、企業収益を悪化させる可能性があり、依然厳しい経営環境が続くものと予測されます。
このような状況のもと、当社グループは同業他社との差別化を図った高付加価値商品の販売を推進した積極的な営業活動を展開し続けてまいります。
次期の連結業績は売上高１７２億８０百万円、営業利益４億７０百万円、経常利益４億９０百万円、当期純利益２億３０百万円を見込んでおります。
当社グループは、単品販売の強化を図るため、より競争力のある商品を重点的に拡販し、24時間365日サービス体制を更に充実したものにする所存であります。
また、リスク管理とコンプライアンスの強化を図ってまいります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社北沢キープサービス	20百万円	100.0%	厨房機器の修理、保守管理
エ ー ス 工 業 株 式 会 社	70百万円	100.0%	食品加工機械・厨房機器の製造
サ ン ベ イ ク 株 式 会 社	42百万円	100.0%	製菓・製パン機械器具の製造

(8) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当企業集団は、業務用厨房機器・家具の販売を主に、これらに附帯する業務用厨房機器の修理・保守サービスおよび業務用機械器具、製菓・製パン機械器具の製造を行っているほか、不動産の賃貸業務を営んでおります。

(9) 本社および主な事業所（平成27年３月31日現在）

① 当社

本　社：東京都渋谷区東二丁目23番10号

支　店：札幌・仙台・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・千葉・横浜・名古屋・松本・大阪・広島・松山・福岡

営業所：旭川・函館・帯広・青森・弘前・八戸・盛岡・水沢・秋田・山形・郡山・いわき・新潟・前橋・甲府・柏・三島・浜松・富山・金沢・福井・京都・岡山・山口・高松・高知・北九州・熊本・鹿児島・沖縄

出張所：釧路・三重・神戸・和歌山・松江・徳島・大分

② 子会社

株式会社北沢キープサービス	本　社	埼玉県日高市大字下大谷沢３番地１ （当社日高流通センター内）
	支　店	渋谷
	営業所	札幌・青森・弘前・八戸・盛岡・仙台・秋田・山形・郡山・前橋・宇都宮・水戸・大宮・東京・立川・千葉・横浜・名古屋・岐阜・松本・富山・金沢・京都・大阪・岡山・山口・高松・松山・高知・福岡・鹿児島・沖縄
	分　室	渋谷
エ ー ス 工 業 株 式 会 社	本　社	埼玉県狭山市根岸689番１号
サ ン ベ イ ク 株 式 会 社	本　社	福岡県久留米市荒木町白口1981番１号

（注）1. 株式会社北沢キープサービスは、平成26年10月20日をもって八戸営業所を新設いたしました。

2. 株式会社北沢キープサービスは、平成27年４月１日をもって新潟営業所および北九州営業所を新設いたしました。

(10) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
474名	3名減	41.3才	12.7年

（注）1. 従業員数は全連結会社の就労人員の合計であります。
2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト）９名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社北陸銀行	1,020,000
株式会社横浜銀行	680,000
株式会社三井住友銀行	300,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　72,000,000株

(2) 発行済株式の総数　23,818,257株

(3) 株主数　3,198名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
北沢持株会	1,306	7.03
北沢産業従業員持株会	1,044	5.62
株式会社北陸銀行	921	4.95
福島工業株式会社	778	4.18
株式会社インテリックス	370	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	339	1.83
サンデン株式会社	300	1.61
株式会社コメットカトウ	272	1.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	262	1.41
ホシザキ電機株式会社	250	1.34

（注）当社は、自己株式5,227,038株を保有しておりますが、上記大株主より除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾崎光行	
常務取締役	佐竹隆司	購買部長兼海外部長
常務取締役	酒井保太郎	本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長
取締役	杉浦英助	株式会社北沢キープサービス担当 株式会社北沢キープサービス代表取締役社長
取締役	石塚洋	管理本部長
取締役	小山栄樹	営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長
取締役	北川正樹	東日本営業本部長
取締役	神田浩徳	西日本営業本部長
取締役	成戸應之	
常勤監査役	木村誠人	
監査役	藤森一喜	税理士
監査役	井上晴孝	弁護士
監査役	納谷全一郎	弁護士

(注) 1. 当事業年度中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会において、北川正樹氏および神田浩徳氏は取締役に、納谷全一郎氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
(2) 平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、取締役後藤誠隆氏および監査役佐藤博信氏は任期満了により退任いたしました。
2. 当事業年度中における担当の異動の状況

氏　　名	新	旧	異動年月日
佐竹隆司	常務取締役購買部長兼海外部長	常務取締役東日本営業本部長	平成26年６月27日
酒井保太郎	常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長	取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長	平成26年６月27日

3. 当事業年度末日後に生じた担当の異動の状況

氏　　名	新	旧	異動年月日
佐　竹　隆　司	常務取締役購買部長	常務取締役購買部長兼海外部長	平成27年４月１日
酒　井　保太郎	常務取締役本社営業本部長	常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長	平成27年４月１日
杉　浦　英　助	株式会社北沢キープサービス担当	株式会社北沢キープサービス担当 株式会社北沢キープサービス代表取締役社長	平成27年５月29日

4. 取締役のうち成戸應之氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
監査役のうち藤森一喜氏、井上晴孝氏、納谷全一郎氏の３名は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
なお、監査役井上晴孝氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役藤森一喜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 給 人 員	支 給 額（千円）
取　締　役	10名	104,310
監　査　役	５名	15,820
合　　計	15名	120,130

（注）1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額には、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第46期定時株主総会において月額20,000千円以内（使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬額には、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。
5. 監査役の報酬限度額は、平成２年６月28日開催の第43期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
6. 合計支給額は社外役員５名の報酬額10,320千円を含んでおります。
7. 上記金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額5,200千円が含まれております。なお、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および監査役に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は対象となる取締役および監査役の退任時とすることを決議いただいております。
8. 上記報酬等の額のほか、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対して11,700千円、退任社外監査役１名に対して1,600千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況
取締役	成戸應之	平成26年度の取締役会15回のうち14回に出席し、経営全般の観点から、適宜発言しております。
監査役	藤森一喜	平成26年度の取締役会15回のうち14回に出席し、また、平成26年度の監査役会14回のうち14回に出席し、税理士の立場から適宜発言しております。
監査役	井上晴孝	平成26年度の取締役会15回のうち９回に出席し、また、平成26年度の監査役会14回のうち９回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。
監査役	納谷全一郎	平成26年６月27日就任以降の取締役会11回のうち９回に出席し、また、平成26年６月27日就任以降の監査役会10回のうち10回に出席し、弁護士の立場から適宜発言しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は会社法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名　称　有限責任監査法人ハルタ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額	26,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第１項に該当する場合、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任監査法人ハルタは、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令の定める額に限定しております。

5. 会社の体制および方針「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は平成27年４月17日の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」について改定を行い、下記のとおり決議いたしました。

主な改定内容は、「関係会社管理規程」、「公益通報者保護規程」などグループとしての体制を強化した項目を追加いたしました。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とする。

(経営理念)

我が社は、食品加工機器・厨房機器の総合販売会社として、新しい見識と技術をお客様に提供し、共存共栄の理想を実現し、会社の安定と社員の幸福を増進し、社会の繁栄に貢献することを経営の理念とする。

② 役員・使用人が、法令・定款違反行為を行いまたは行われようとしていることに気付いたときは、速やかに代表取締役を含めた担当役員、または上司に通報（匿名も可）しなければならないと定める。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

③ 内部監査部門である監査室が、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているか否かの監査を実施する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録、販売戦略会議の議事録は、法令および取締役会規程等に従い作成し、適切に保存・管理するものとし、取締役および監査役は、当該規程に従い、常時閲覧できるものとする。

② 稟議書、契約書、会計帳簿、その他、行政機関ならびに証券取引所に提出した書類、経営および業務執行に関わる重要な情報、決定事項、社内通達などは、法令および取締役会規程、文書取扱規程により適切に作成、保存・管理し、取締役および監査役は、当該規程に従い、閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、取締役会規程、稟議規程および職務権限規程に定める決裁手続きにより、承認決裁を得た上で、これを行うものとする。

② 損失の発生を回避するため、業務執行にあたっては、販売管理規程に定める与信管理・リスク管理を実施し関係部署とも協議の上、これを行うものとする。

③ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容および損失の程度等について直ちに担当役員および担当部署に通報される体制を構築する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例の取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させる為、全取締役および関係者が出席する販売戦略会議を毎月１回以上開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。

③ 販売、管理他提案等に関する情報交換および取締役会への上申事項を判断・協議する為、毎月１回以上取締役を含む部長会を開催する。尚、部長会の協議事項としては、次長会および課長会より部長会に上申された検討事項を含む。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとし、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、合議のうえ関係書類の提出を求め、検討・協議を行う。

② 子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、担当役員が総合的に助言・指導を行う。

③ 監査室は、当社および子会社のリスク情報の有無を監査する。

④ 当社および子会社に損失の危険が発生し、監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社と子会社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告される体制を構築する。

⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査室は、子会社の各部署と十分な情報交換を行う。

⑥ 関係会社管理規程に基づき、関係会社に関する業務の円滑化および管理の適正化を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売等の諸問題につき協調を促進するため、必要のある場合には関係会社会議を開催し、意思の疎通を図る。

⑦ 公益通報者保護規程において、子会社の取締役等の行為も通報対象となることや子会社も通報制度を利用できる通報者等に含まれている旨が規定されており、これを周知することにより、グループにおける法令順守・コンプライアンス経営を強化する。

(6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査室は、必要に応じて監査役の職務を補助する。

② 前項の具体的な内容については監査役の意見を聴取し、担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮し必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を選定する。

③ 前項に基づいて選定された使用人は、監査役から受けた指示に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。

④ 監査役の職務を補助すべき使用人には、監査役の指示による調査の権限を認め、その者の人事に関する事項の決定には監査役会の同意を得る。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社および子会社の取締役および使用人は会社に対し、著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見した時は法令に従い直ちに監査役に報告する。

② 当社および子会社の取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

③ 監査役は取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、主要な会議に出席するとともに稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める業務が適正に執行されていることを監査する。

④ 公益通報者保護規程に基づき、総務部は内部通報窓口への通報の状況を監査役に報告する。

⑤ 当社は、公益通報者保護規程に、通報者等が通報等をしたことおよび監査役に報告した者が同報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも被ることがないよう、必要な措置を講ずるとともに、通報者等の職場環境の保全に努める旨を規定している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制を含め、当社の監査体制と内部統制システムとの調整を図り、監査体制の実効性を高める。

② 取締役および使用人は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

③ 監査役会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うことを目的とし、必要に応じて法律・会計の専門家その他の外部アドバイザーを会社の費用で活用することができる。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

① 健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。

② 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては警察等の外部専門機関との連携体制を構築し、毅然とした態度を貫きます。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模な株式の買付けの内容について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、これをもって会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少等の構造的変化の進展、また、ライフスタイルの変化による食生活の一層の多様化などめまぐるしいものがあります。このような経営環境下において、当社では企業価値向上の取組みとして、外食産業を中心とする業界動向に関する情報収集の強化を図ることにより常に変化していく顧客のニーズに的確に対応し、24時間365日サービス体制といったアフターサービスの更なる向上に取組むことで、取引先からの信頼を更に強固なものにしていく所存でおります。当社グループは業務用厨房機器発展の一翼を担う企業としての自負を基本に、高付加価値商品の販売・自社商品の販売促進等商品差別化の推進を行ってまいります。また、自社商品を使用して頂くことによる効率的で安全性の高い作業環境の提案およびお客様のニーズを最優先に考えた提案セールス・戦略的営業の推進を図り、市場ニーズの多様化にも柔軟に対応できる積極的な事業展開を行っていく所存であります。今後の課題としては、更なる単品販売の強化を図っていくなかで、コーヒーマシン・マルチクッカーおよびスチーム＆コンベクションオーブン等競争力のある商品を重点的に拡販するとともに、ホテル・病院・福祉施設・加工場等の大型施設への積極的な営業活動、24時間365日サービス体制の一層の充実を目指してまいります。また、当社ではPotential Customer（潜在的な力を持ったお客様）、Previous Customer（以前のお客様）への営業をPC営業と称した既存顧客の掘り起こし・独自の顧客リストを用いた戦略的な営業活動等、こうしたお客様への営業基盤の強化も図っております。さらに、当社では「物を売るのは人である」の観点に立ち、人材教育についても積極的に行っております。埼玉県日高市に所有する150名収容の会議室、40名収容の宿泊設備、150平方メートルのテストキッチン等を備えた研修施設において社員研修を行っております。研修施設においては、社員研修だけでなくお客様へのセミナーの場としてフルに活用し、受注に結びつくなどの効果も得ております。不動産賃貸事業においては、優良な入居者を確保することにより、安定的な収益の確保に努めてまいります。当社はこれらの施策により、安定した業績の確保と健全な財務体質を構築し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・向上に取組んでまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の保護および株主の皆様に大規模な買付けに応じるか否かを適切に判断して頂く時間を確保することを目的として、大規模な買付けに関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、以下、当該買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。当社取締役会が設定する大規模買付ルールにおいては、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというもので、その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の誓約および意向表明書をご提出いただきます。

(2) 大規模買付者からの情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して当初提供いただくべき、株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。 当社取締役会は、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

(4) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かおよび対抗措置をとるか否か等の検討および判断については、その客観性、公正さおよび合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は上記の判断を行うにあたりかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について当社取締役会に対して勧告することとします。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、外部専門家等の意見も参考にして当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもったものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するために独立委員会の勧告を経るなどの仕組みを確保しているものといえます。

(4) 当社取締役の任期は１年であること

当社は、平成22年６月29日開催の定時株主総会において、当社取締役の任期を従来の２年から１年に短縮いたしました。従って、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じても、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

(5) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成25年６月27日開催の定時株主総会における、株主の皆様のご承認に基づき、本プランを更新いたしました。

本プランは、有効期間を平成25年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするいわゆるサンセット条項が付されております。また、本プランの有効期間の前であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものであり、当社株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。 また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,865,863**	**流動負債**	**7,294,242**
現金及び預金	3,255,861	支払手形及び買掛金	4,427,586
受取手形及び売掛金	3,977,995	短期借入金	2,119,000
商品	1,397,187	未払法人税等	131,768
製品	2,935	賞与引当金	95,251
仕掛品	9,289	厚生年金基金解散損失引当金	111,146
原材料及び貯蔵品	50,687	その他	409,490
繰延税金資産	114,836	**固定負債**	**1,283,675**
その他	82,193	退職給付に係る負債	952,019
貸倒引当金	△25,124	役員退職慰労引当金	308,956
固定資産	**7,946,614**	その他	22,699
有形固定資産	**5,490,605**	**負債合計**	**8,577,918**
建物及び構築物	2,678,926	**純資産の部**	
機械装置及び運搬具	141,888	**株主資本**	**7,613,397**
土地	2,561,589	資本金	3,235,546
その他	108,201	資本剰余金	2,965,130
無形固定資産	**80,256**	利益剰余金	2,354,888
ソフトウェア	27,007	自己株式	△942,168
その他	53,249	**その他の包括利益累計額**	**621,162**
投資その他の資産	**2,375,752**	その他有価証券評価差額金	618,013
投資有価証券	1,786,407	退職給付に係る調整累計額	3,149
長期貸付金	959		
長期預金	200,000		
繰延税金資産	101,843		
その他	427,164		
貸倒引当金	△140,622	**純資産合計**	**8,234,560**
資産合計	**16,812,478**	**負債純資産合計**	**16,812,478**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,983,290**
売上原価		**12,968,309**
売上総利益		**4,014,981**
販売費及び一般管理費		**3,572,790**
営業利益		**442,190**
営業外収益		
受取利息	1,597	
受取配当金	14,225	
受取家賃	8,459	
為替差益	11,020	
その他	16,564	51,866
営業外費用		
支払利息	17,976	
支払手数料	12,147	30,124
経常利益		**463,932**
特別損失		
固定資産売却損	256	
固定資産除却損	4,356	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	111,146	115,760
税金等調整前当期純利益		**348,172**
法人税、住民税及び事業税	294,928	
法人税等調整額	△24,495	270,432
少数株主損益調整前当期純利益		**77,740**
当期純利益		**77,740**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	3,235,546	2,965,130	2,347,308	△942,140	7,605,845
会計方針の変更による累積的影響額			22,796		22,796
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,235,546	2,965,130	2,370,104	△942,140	7,628,641
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△92,956		△92,956
当期純利益			77,740		77,740
自己株式の取得				△27	△27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△15,216	△27	△15,244
平成27年３月31日残高	3,235,546	2,965,130	2,354,888	△942,168	7,613,397

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日残高	331,540	△42,367	289,173	7,895,018
会計方針の変更による累積的影響額				22,796
会計方針の変更を反映した当期首残高	331,540	△42,367	289,173	7,917,815
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△92,956
当期純利益				77,740
自己株式の取得				△27
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	286,472	45,517	331,989	331,989
連結会計年度中の変動額合計	286,472	45,517	331,989	316,745
平成27年３月31日残高	618,013	3,149	621,162	8,234,560

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社の数及び連結子会社の名称
   ① 連結子会社の数　　３社
   ② 連結子会社の名称　　株式会社北沢キープサービス
   エース工業株式会社
   サンベイク株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
   該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
   ① 有価証券
   その他有価証券
   時価のあるもの
   連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
   時価のないもの
   移動平均法による原価法
   ② デリバティブ
   時価法を採用しております。
   ③ たな卸資産
   商品
   個別法による原価法
   製品及び仕掛品
   売価還元法による原価法
   原材料及び貯蔵品
   最終仕入原価法
   たな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によっております。
   (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
   ① 有形固定資産　　定率法
   ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
   主な耐用年数は次のとおりであります。
   建物及び構築物　　10～50年
   機械装置及び運搬具　４～７年
   なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、３年間で均等償却する方法を採用しております。
   ② 無形固定資産　　定額法
   ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
   ③ 長期前払費用　　定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
また、連結子会社は、一般債権については貸倒実績率または税法上の規定に基づく法定繰入率により、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金　当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

これに伴い、同総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期については各取締役及び各監査役の退任の時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

④ 厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度における合理的な見積額を計上しております。

(追加情報)

当社及び連結子会社の一部が加入する「東京都家具厚生年金基金」で特例解散の決議がなされたため、基金解散に伴う損失の負担見込額を引当金に計上することといたしました。

このため、当連結会計年度において、連結損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額111,146千円、連結貸借対照表の流動負債に厚生年金基金解散損失引当金111,146千円計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌連結会計年度に費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が35,419千円減少し、利益剰余金が22,796千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　4,430,439千円

2. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円

3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の数
   普通株式　　23,818,257株

2. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	92,956千円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,956千円	5円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
   当社グループでは、資金運用については短期的な預金を基本とし、一時的な余資が生じた場合は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金は銀行借入にて調達しております。
   受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日及び残高の管理を行い、主な取引先の信用状況は定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握をしております。また、デリバティブは外貨建資産、負債に係る為替相場の変動リスクを回避する目的のみで行うものとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
   平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,255,861	3,255,861	－
(2) 受取手形及び売掛金	3,977,995	3,977,995	－
(3) 投資有価証券			－
その他有価証券	1,776,895	1,776,895	－
(4) 長期預金	200,000	200,002	2
資産計	9,210,752	9,210,755	2
(1) 支払手形及び買掛金	4,427,586	4,427,586	－
(2) 短期借入金	2,119,000	2,119,000	－
負債計	6,546,586	6,546,586	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価については、元利金の受取見込み額を、新規に同様の預入を行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,511

上記については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション（土地含む。）を所有しております。平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は207,312千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,679,672	3,516,351

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産

賞与引当金	27,774千円
未払事業税	8,916千円
貸倒引当金	53,709千円
厚生年金基金解散損失引当金	35,083千円
退職給付に係る負債	297,879千円
役員退職慰労引当金	98,928千円
商品評価損	29,241千円
投資有価証券評価損	114,067千円
有形固定資産減損損失	113,368千円
会員権評価損	29,512千円
その他有価証券評価差額金	3,648千円
その他	7,655千円
繰延税金資産小計	819,784千円
評価性引当額	270,833千円
繰延税金資産合計	548,951千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	27,991千円
その他有価証券評価差額金	299,044千円
その他	5,234千円
繰延税金負債合計	332,270千円
繰延税金資産の純額	216,680千円

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額	442円93銭
2.　１株当たり当期純利益	4円18銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**8,576,462**	**流動負債**	**7,275,556**
現金及び預金	3,037,126	支払手形	2,700,805
受取手形	451,871	買掛金	1,808,698
売掛金	3,508,204	短期借入金	2,100,000
商品	1,359,358	未払金	121,078
短期貸付金	60	未払費用	23,479
前払金	18,928	未払法人税等	116,523
前払費用	44,195	未払消費税等	114,621
繰延税金資産	111,057	前受金	30,098
その他	70,759	預り金	40,899
貸倒引当金	△25,100	前受収益	21,292
固定資産	**8,061,939**	賞与引当金	78,800
有形固定資産	**5,421,382**	厚生年金基金解散損失引当金	105,992
建物	2,657,721	設備関係支払手形	13,266
構築物	18,599	**固定負債**	**1,238,413**
機械装置	379	退職給付引当金	907,413
車両運搬具	76,623	役員退職慰労引当金	305,900
工具器具備品	106,469	長期預り保証金	23,846
土地	2,561,589	長期前受収益	1,253
無形固定資産	**78,752**	**負債合計**	8,513,969
特許権等	933	**純資産の部**	
借地権	31,555	**株主資本**	**7,506,419**
電話加入権	19,233	**資本金**	**3,235,546**
ソフトウェア	27,007	**資本剰余金**	**2,965,130**
その他	23	資本準備金	2,964,867
投資その他の資産	**2,561,804**	その他資本剰余金	263
投資有価証券	1,786,407	**利益剰余金**	**2,247,910**
関係会社株式	173,001	その他利益剰余金	2,247,910
破産債権更生債権等	163,678	土地圧縮積立金	53,570
長期前払費用	23,204	建物圧縮積立金	4,856
繰延税金資産	103,223	構築物圧縮積立金	126
会員権	3,786	繰越利益剰余金	2,189,357
長期預金	200,000	**自己株式**	**△942,168**
長期貸付金	959	**評価・換算差額等**	**618,013**
リース投資資産	62,581	その他有価証券評価差額金	618,013
その他	185,585		
貸倒引当金	△140,622	**純資産合計**	**8,124,433**
資産合計	**16,638,402**	**負債純資産合計**	**16,638,402**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**16,896,698**
売上原価		**13,089,413**
売上総利益		**3,807,284**
販売費及び一般管理費		**3,423,181**
営業利益		**384,103**
営業外収益		
受取利息	1,731	
受取配当金	17,165	
受取家賃	8,459	
受取手数料	1,026	
受取賃貸料	6,483	
為替差益	11,020	
その他	14,356	60,241
営業外費用		
支払利息	17,619	
支払手数料	12,147	29,767
経常利益		**414,577**
特別損失		
固定資産売却損	256	
固定資産除却損	4,356	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	105,992	110,605
税引前当期純利益		**303,972**
法人税、住民税及び事業税	270,900	
法人税等調整額	△23,924	246,975
当期純利益		**56,997**

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年４月１日残高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	410,223	1,850,850	2,261,074
会計方針の変更による累積的影響額						22,796	22,796
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	410,223	1,873,646	2,283,870
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△92,956	△92,956
当期純利益						56,997	56,997
自己株式の取得							
利益準備金の取崩					△410,223	410,223	
別途積立金の取崩							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△410,223	374,263	△35,959
平成27年３月31日残高	3,235,546	2,964,867	263	2,965,130	－	2,247,910	2,247,910

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日残高	△942,140	7,519,611	331,540	7,851,151
会計方針の変更による累積的影響額		22,796		22,796
会計方針の変更を反映した当期首残高	△942,140	7,542,407	331,540	7,873,947
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△92,956		△92,956
当期純利益		56,997		56,997
自己株式の取得	△27	△27		△27
利益準備金の取崩				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			286,472	286,472
事業年度中の変動額合計	△27	△35,987	286,472	250,485
平成27年３月31日残高	△942,168	7,506,419	618,013	8,124,433

（注） その他利益剰余金の内訳

（単位：千円）

	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成26年４月１日残高	55,943	2,250,000	△455,092	1,850,850
会計方針の変更による累積的影響額			22,796	22,796
会計方針の変更を反映した当期首残高	55,943	2,250,000	△432,296	1,873,646
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△92,956	△92,956
当期純利益			56,997	56,997
固定資産圧縮積立金の積立	2,609		△2,609	－
利益準備金の取崩			410,223	410,223
別途積立金の取崩		△2,250,000	2,250,000	－
事業年度中の変動額合計	2,609	△2,250,000	2,621,654	374,263
平成27年３月31日残高	58,552	－	2,189,357	2,247,910

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

(2)デリバティブ　時価法を採用しております。

(3)たな卸資産

商品　個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
車両運搬具	４～７年

なお、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、３年で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産　定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用　定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、それぞれ発生の翌事業年度に費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は、従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成26年６月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

これに伴い、同総会終結の時までの在任期間に対応した役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期については各取締役及び各監査役の退任の時とし、具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会において、監査役については監査役の協議に一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に含めて計上しております。

(5) 厚生年金基金解散損失引当金　厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当会計年度における合理的な見積額を計上しております。

(追加情報)

当社が加入する「東京都家具厚生年金基金」で特例解散の決議がなされたため、基金解散に伴う損失の負担見込額を引当金に計上することといたしました。

このため、当会計年度において、損益計算書の特別損失に厚生年金基金解散損失引当金繰入額105,992千円、貸借対照表の流動負債に厚生年金基金解散損失引当金105,992千円計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 据付工事を含む販売契約に係る収益の計上基準

当事業年度に着手した据付工事を含む販売契約のうち、納品開始から90日以上で、進捗部分について成果の確実性が認められる販売契約については工事進行基準（販売の原価比例法）を、その他の据付工事を含む販売契約については検収基準を適用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により、円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が35,419千円減少し、利益剰余金が22,796千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,187,170千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 63,386千円
   〃 短期金銭債務 160,019千円
   〃 長期金銭債務 2,400千円
3. 当社におきましては、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度限度額及び貸出コミットメントの総額	3,600,000千円
借入実行残高	2,100,000千円
差引額	1,500,000千円

4. 株式会社北沢キープサービスの金融機関からの借入金19,000千円に対し、保証予約を行っております。
5. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高
   売上高 194,018千円
   仕入高 1,194,281千円
   営業取引以外の取引高 793千円
2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額 46,540千円
3. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 5,227,038株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産	
賞与引当金	26,082千円
未払事業税	8,916千円
貸倒引当金	53,709千円
厚生年金基金解散損失引当金	35,083千円
退職給付引当金	294,027千円
役員退職慰労引当金	98,928千円
商品評価損	29,241千円
投資有価証券評価損	114,067千円
有形固定資産減損損失	113,368千円
会員権評価損	29,512千円
その他有価証券評価差額金	3,648千円
その他	5,563千円
繰延税金資産小計	812,149千円
評価性引当額	270,833千円
繰延税金資産合計	541,316千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	27,991千円
その他有価証券評価差額金	299,044千円
繰延税金負債合計	327,036千円
繰延税金資産の純額	214,280千円

（関連当事者取引に関する注記）

属性	会社名	議決権等の所有割合	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱北沢キープサービス	100%	売上高	179,232	売掛金	18,084
			仕入高	422,374	未収金	43,665
			営業取引以外の取引高	356	買掛金	52,666
子会社	エース工業㈱	100%	売上高	14,605	売掛金	1,134
			仕入高	497,681	未収金	607
			営業取引以外の取引高	436	買掛金	59,036
					前受金	426
					未払金	362
					長期預り保証金	2,400
子会社	サンベイク㈱	100%	売上高	180	売掛金	35
			仕入高	274,225	未収金	4,680
					買掛金	32,517
					支払手形	15,008

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	437円00銭
2.	１株当たり当期純利益	3円07銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月27日

北 沢 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人ハルタ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　治　田　秀　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　正　人　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、北沢産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北沢産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月27日

北 沢 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人ハルタ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　治　田　秀　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　島　正　人　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、北沢産業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人ハルタの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人ハルタの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月29日

北沢産業株式会社　監査役会

常勤監査役　木村誠人　㊞

監査役　藤森一喜　㊞

監査役　井上晴孝　㊞

監査役　納谷全一郎　㊞

（注）　監査役藤森一喜、井上晴孝、納谷全一郎は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、安定配当を基調としつつ、今後の事業展開、経営体質の充実強化に努める一方で、株主の皆様への日頃のご支援にお応えすべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金５円　総額92,956,095円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行となり、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更となることを受け、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款第29条第２項および第39条第２項の変更を行うものであります。

なお、第29条第２項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
（監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。今回、取締役杉浦英助氏の退任に伴い、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	尾崎光行（おざきみつゆき） （昭和22年３月10日）	昭和44年４月 当社入社 平成２年６月 同　取締役業務部長 平成４年10月 同　常務取締役 平成13年４月 同　専務取締役 平成14年６月 同　代表取締役社長 平成17年３月 同　取締役株式会社北沢キープサービス担当 平成17年４月 同　代表取締役社長 平成21年12月 同　代表取締役社長 営業戦略本部担当兼コーヒーマシン販売促進部担当 平成23年４月 同　代表取締役社長（現任）	117,116株
2	佐竹隆司（さたけたかし） （昭和23年８月７日）	昭和46年４月 当社入社 平成10年６月 同　取締役購買部長 平成17年４月 同　取締役流通センター担当 平成17年４月 同　常務取締役管理本部長 平成21年12月 同　常務取締役関東ブロック担当 平成23年４月 同　常務取締役北海道・東北・関東ブロック担当 平成23年６月 同　常務取締役東日本営業本部長 平成26年６月 同　常務取締役購買部長兼海外部長 平成27年４月 同　常務取締役購買部長（現任）	35,616株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	酒井 保太郎（さかい やすたろう） （昭和21年11月５日）	昭和48年４月 当社入社 平成17年６月 同　取締役プロジェクトグループ長 平成17年10月 同　取締役プロジェクトグループ長兼購買部担当 平成19年10月 同　取締役プロジェクトグループ長兼購買部長 平成20年10月 同　取締役プロジェクトグループ長 平成23年４月 同　取締役プロジェクトグループ長兼建装部長 平成23年６月 同　取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 平成26年６月 同　常務取締役本社営業本部長兼プロジェクトグループ長兼建装部長 平成27年４月 同　常務取締役本社営業本部長（現任）	30,642株
4	石塚 洋（いしづか ひろし） （昭和29年３月１日）	昭和52年４月 株式会社北陸銀行入行 平成17年７月 当社（出向受入）、管理本部経理部長 平成18年６月 同　入社、取締役管理本部経理部長 平成21年12月 同　取締役管理本部長（現任）	39,104株
5	小山 栄樹（こやま えいき） （昭和32年１月２日）	昭和54年４月 当社入社 平成７年９月 同　札幌支店長 平成８年７月 同　北海道ブロック長 平成16年４月 同　執行役員　北海道ブロック長 平成23年４月 同　執行役員　営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 平成23年６月 同　取締役営業戦略本部長兼コーヒーマシン販売促進部長兼キッチンコンサルタント室長 平成25年４月 同　取締役営業戦略本部長兼キッチンコンサルタント室長（現任）	31,921株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	北川 正樹（きたがわ まさき） （昭和33年１月３日）	昭和56年４月 当社入社 平成17年４月 同　購買部長 平成19年４月 同　九州ブロック長 平成20年10月 同　購買部長兼海外部長 平成23年６月 同　執行役員購買部長兼海外部長 平成26年６月 同　取締役東日本営業本部長（現任）	19,035株
7	神田 浩徳（かんだ ひろのり） （昭和35年４月11日）	昭和60年４月 当社入社 平成13年７月 同　営業本部第三営業部長 平成19年10月 同　松本支店長 平成22年４月 同　大阪支店長兼神戸出張所長 平成26年６月 同　取締役西日本営業本部長（現任）	20,524株
8	成戸 應之（なると まさゆき） （昭和14年７月13日）	昭和39年４月 株式会社北陸銀行入行 平成５年６月 同行　取締役高岡支店長 平成８年６月 同行　常務取締役 平成11年６月 北銀ソフトウエア株式会社取締役社長 平成12年６月 株式会社ゴールドウイン監査役 平成18年６月 当社取締役（現任）	0株

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 成戸應之氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
成戸應之氏につきましては、上場会社の経営における豊富な経験と幅広い見識をもとに、公正かつ客観的な立場に立った適切な意見をいただいております。
今後においても引き続き当社の経営全般に助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって９年となります。
4. 当社と社外取締役は会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額としております。
なお、社外取締役候補者の成戸應之氏が再任された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、平成27年３月31日現在の状況を記載しております。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役木村誠人氏、藤森一喜氏、井上晴孝氏の３名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ 杉浦英助（すぎうらえいすけ） （昭和27年３月２日）	昭和50年３月 当社入社 平成17年３月 同　退社 平成17年４月 同　入社、管理本部総務部長 平成17年６月 同　取締役管理本部総務部長 平成19年10月 同　取締役管理本部総務部長兼建装部長 平成20年１月 同　取締役建装部長 平成20年５月 同　取締役建装部長兼キッチンコンサルタント室長 平成23年４月 同　取締役ＤＳ事業部長 平成25年１月 同　取締役ＤＳ事業部長 株式会社北沢キープサービス代表取締役社長 平成25年10月 同　取締役株式会社北沢キープサービス担当 株式会社北沢キープサービス代表取締役社長 平成27年５月 同　取締役株式会社北沢キープサービス担当（現任）	35,093株
2	藤森一喜（ふじもりかずよし） （昭和16年２月24日）	昭和34年６月 世田谷区役所　採用 昭和38年７月 藤森会計事務所　入所 昭和53年３月 税理士登録 平成３年８月 同　承継 平成19年６月 当社監査役（現任）	0株
3	井上晴孝（いのうえはるたか） （昭和27年４月７日）	昭和53年９月 株式会社辰巳法律研究所　入所 昭和57年７月 同　退所 昭和60年４月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 浅見東司法律事務所入所 昭和63年４月 井上晴孝法律事務所開設 平成19年６月 当社監査役（現任）	0株

（注）1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の監査役候補者であります。
3. 藤森一喜氏、井上晴孝氏の２名は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
4. 監査役候補者井上晴孝氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

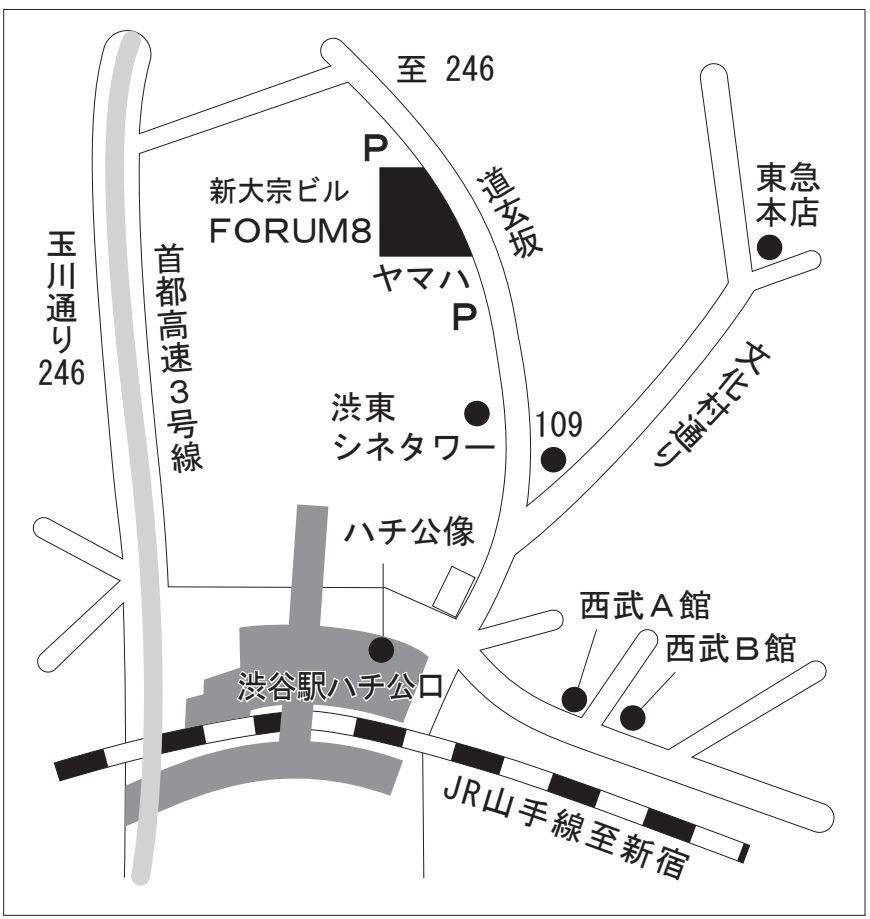
5. 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
藤森一喜氏につきましては、税理士としての専門的な知識、経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって８年となります。
井上晴孝氏につきましては、弁護士としての企業経営を統治する充分な見識および企業法務の経験を当社の経営に生かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって８年となります。
6. 当社と各社外監査役は会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
なお、社外監査役候補者の藤森一喜氏および井上晴孝氏が再任された場合は、同内容の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 本議案が承認された場合、第２号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、その効力の発生を条件として、杉浦英助氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

日　時　**平成27年６月26日（金曜日）午前10時**
場　所　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番地７号
新大宗ビル１号館
フォーラムエイト　６階　オリオンホール
TEL　03－3780－0008



JR山手線・埼京線、井の頭線、東急東横線
地下鉄（銀座線、半蔵門線、東急田園都市線、副都心線）
各線　　渋谷駅ハチ公口　徒歩約８分